

一般社団法人日本応用地質学会 災害緊急対応規程

平成26年 9月 4日 制定

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の災害発生時等における緊急対応について定めるものである。

(災害緊急対応の目的)

第2条 災害緊急対応は、「社会への直接的な貢献」の一環として、国内外で発生した災害について学術・技術を駆使して被災状況を調査・分析し、技術者倫理に基づいて迅速・正確に使命（第6条）を果たすことを目的とする。

(定義)

第3条 災害緊急対応とは、この法人が単独もしくは他の学協会と合同で災害調査団を派遣し、報告書等を取りまとめることをいう。

②災害調査団は、この法人の本部が派遣するもの及び支部が派遣する調査団をいう。

(災害の定義)

第4条 災害とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火により生ずる被害
- (2) その他の異常な自然現象により生ずる被害

(本規程の適用範囲)

第5条 本規程は、この法人の本部及び支部が実施する災害緊急対応に適用する。

② 本規程は、会員個人の自主的な災害調査等には適用しない。

(災害緊急対応の使命)

第6条 災害緊急業務は、次の使命を果たす。

- (1) 被災地の災害発生原因について応用地質学的観点での調査を行い、被災地の復興及び今後の防災計画の立案に寄与する。
- (2) 復旧・復興に携わる関係機関の連携強化と情報の共有化を促す。
- (3) 類似の災害の発生を抑制するための方策を社会に発信する。

第2章 災害対応会議

(構成)

第7条 災害対応会議は、会長、副会長及び常務理事で構成する。また、必要に応じ、各委員会・研究部会の委員長・部長及び関係する支部長を招集することができる。

(派遣決定)

第8条 災害対応会議は、常務理事が報告する災害について審議し、災害調査団の派遣及び支援を決定する。なお、緊急に対処すべき状況においては、常務理事の判断で決定することができる。

② 災害対応会議は、災害緊急調査団の派遣にあたって、関連委員会委員長等の意見を求めることができる。

(対策本部の設置)

第9条 災害調査団を派遣する場合には対策本部を設置する。

② 対策本部は本部事務局に設置し、本部長を常務理事とし、事務局長が事務にあたる。

③ 緊急止むを得ない場合には、支部が対策本部の業務を代行することができる。

第3章 対策本部と調査団

(対策本部の職務)

第10条 対策本部の職務は、次のとおりとする。

- (1) 災害調査団の結成と解散に関すること
- (2) 災害調査団の報告と広報に関すること
- (3) 災害調査団との連絡調整に関すること
- (4) 災害調査団の予算措置に関すること

(災害調査団)

第11条 災害調査団は、団長及び団員から構成する。

(災害調査団団長)

第12条 本部長は、会長・副会長と協議の上、災害調査団団長候補を選定し、団長就任を要請し合意のもとに選任する。

(災害調査団団員)

第13条 災害調査団団長は、本部長と協議の上で団員を選定し、団員就任を要請し、合意のもとに選任する。また、団員の中から副団長を選任することができる。

(災害調査団の使命と設置期間)

第14条 本部長は、災害調査団の使命を団長に指示するとともに、団長と協議の上で設置期間を決定する。

(調査団団員の選任の手続き)

第15条 会長は、災害調査団団長及び災害調査団団員の委嘱を行う。

(報告と広報)

第16条 対策本部は、災害調査団の概要を会長、副会長に報告するとともに適宜、進捗状況を報告する。

②対策本部は、災害調査団が作成する調査報告書等を社会に公表する。

③対策本部と災害調査団は、協力して報道機関等への対応を図る。

(調査計画書)

第17条 災害調査団は、事前に調査計画書を対策本部に提出し、了承を得ることとする。

②調査計画書の変更が生じた場合は、速やかに変更調査計画書を対策本部に提出し、了承を得ることとする。

(現地調査の期間)

第18条 災害調査団の派遣期間は、国内の場合は3～5日間、海外の場合は1週間程度を目安とする。

(連絡調整)

第19条 対策本部は、災害調査団と連絡調整を十分に行うこととする。

(報告書等の作成)

第20条 災害調査団団長は、その団員の持てる学術・技術を駆使して被災状況を調査・分析し、技術者倫理に基づいて迅速・正確に「第6条（使命）」に従った調査団の所見を取りまとめた報告を対策本部に行う。なお、対策本部の指示に基づいて、速報及び中間報告を行う。

②本部長は、災害の規模・状況を勘案して、必要により本部において別途の総括的な報告書を作成することができる。

③対策本部は、団員の申請に応じ、CPD単位の証明を行う。

(災害調査団に対する予算等の支援)

第21条 災害調査団は、事前に支援の内容と金額等について本部長と調整することとする。

②対策本部が行う支援は、

(1) 対策本部での連絡調整

(2) 腕章の貸与

(3) 保険加入費の負担

(4) 報告書作成費等の負担

を基本とする。

(解散)

第22条 本部長は、報告書等の受理もしくは公開及び費用の精算を完了した時点で災害調査団及び対策本部を解散する。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成26年9月4日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。